

## [ 事案 20-22 ] 死亡保険金請求

- ・平成 20 年 8 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 3 月 9 日 裁定打切り

### < 事案の概要 >

自殺免責期間中の自殺だが、うつ病により自由な意思決定が出来ない状態での自殺であり、自殺免責条項の自殺に該当しないとして、死亡保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

(注)本事案は、団体信用生命保険の被保険者(住宅ローン債務者)の遺族の意向を受け、死亡保険金受取人である銀行(同債権者)から裁定申立てがあった。

### < 申立人の主張 >

住宅ローンの借換えにより、被保険者は団体信用生命保険(契約者・死亡保険金受取人=銀行)に加入したが、職場の配置転換等が原因でノイローゼ、うつ病となり、加入後 1 年経過前に自殺した。

死亡保険金を請求したところ、保険会社は「契約から 1 年以内の自殺により保険金は支払うことは出来ない」と通知してきたが、被保険者の自殺は、うつ病によるもので正常な判断による自殺ではない。

また、商法において、自殺による死亡を保険者の保険金支払義務の免責事由の一つに規定する趣旨は、自殺により故意に保険事故を発生させることは、保険契約上要請される信義誠実の原則に反するものであり、生命保険の不当利得の防止が必要であること等によるものであるが、被保険者の死は、信義誠実の原則に反するものの、生命保険契約を不当な目的に利用し、不法な経済的利得を得んとするものではないことは明らかであり、納得出来ない。

死亡時の住宅ローン未償還元金(死亡保険金)1、754 万円および保険事故発生日の翌日から 60 日分の利息 7 万円を支払って欲しい。

### < 保険会社の主張 >

下記により、申立人の要求に応ずることは出来ない。

- (1) 被保険者は死亡の直前まで通常どおり勤務を継続していたこと、自殺当日の朝も通常通り家を出て、欠勤については職場に連絡を入れていたこと、遺族のことを考えて遺書を残していたこと、自殺の場所・方法の選択についても相応の検討を行って実行したものであって、突発的・発作的なものとは思われないことなどを考え合わせると、被保険者がうつ病に罹患していたとしても、自由な意思決定能力を喪失ないしは著しく減弱させた結果、自殺行為に及んだものとは認められない。
- (2) 本件保険契約に加入する際、被保険者は「過去 3 年以内に精神病等によって 2 週間以上にわたって医師の治療・投薬を受けたことがない」との事実と反する告知を行っており、もし、受療歴を正当に告知していれば、本件保険契約に加入することは出来なかったものと思われる。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、提出された書類に基づき慎重に審理を進めたが、事故の状況、被保険者の病気等から、被保険者の死亡原因が自殺である可能性を否定することは出来ない

ものの、この事実の有無の認定をするためには、より詳細な現場の状況、あるいは痕跡、被保険者の行動その他の事実や、刑事記録および同僚や医師らの関係者の証言を必要とする。また、仮に死亡原因が自殺の外形を有しているとしても、さらに行為当時に被保険者が自己の行為の意味を認識できる能力を有していたか否かが問題となり、これを判断するためには、最終的には専門家の鑑定等に委ねざるを得ない。

しかし、当審査会は、証人を尋問する権限や第三者に記録の提出を求める権限はなく、専門家に鑑定を囑託する手続きも存在しないことから、本件は当審査会が担当するよりも裁判手続きにおいて解決することが妥当と判断し、生命保険相談所規程第 36 条 1 項(4)にもとづき、理由を付して裁定手続きを打ち切る旨通知した。